

# 高岸税務会計事務所 ニュースレター

当税理士事務所は気軽に相談でき、親身に  
相談にのる税務・財務のスペシャリストです

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 9-19-202

電話番号：072-683-0230 FAX：072-683-0376

<http://www.gishitax.com/>

mail：[info@gishitax.com](mailto:info@gishitax.com)

お気軽にお問合わせ下さい 072-683-0230

(JR 高槻駅・阪急高槻市駅から徒歩約3分)



ポストといえば「赤」ですが、「速達専用  
ポスト」と呼ばれる「青いポスト」をご  
存じですか。高度経済成長期の1956  
年に誕生し、ピーク時には全国に400本  
以上もあったとか。電子メールが普及す  
る遙か昔のことです。今では関西を中心  
に三十数本を残すのみとなった青いポ  
スト。日本の移り変わりの生き証人です

## 【平成二十七年一月一日から変わります】

贈与税の課税方法には「暦年課税」や「相続時精算課税」  
がありますが、今回は税率構造が変わる暦年課税につ  
いてお話をします。暦年課税は、その年の一月一日から十  
二月三十一日までの一年間に贈与によりもらった財産  
の価額を合計します。そして、その合計額から基礎控除  
額の110万円を差し引いた課税価格に、一定の税率を  
掛けるなどして税額を算出します。税率は基礎控除後の  
課税価格によって異なり、現状では六段階で段階により  
10～50%の税率に分けら  
れています。それが平成二十七年  
一月一日から八段階になり税率  
が10～55%になります。

また、改正後は一般贈与財産は  
「一般税率」が、特例贈与財産  
には「特例税率」が適用される  
こととなります。特例税率が適用されるのは、直系尊属



(父母や祖父母など)から贈与により財産を取得した場  
合で、その財産を取得した人が「財産の贈与」を受けた  
年の一月一日において二十歳以上である場合となりま  
す。なお、特例税率に該当しない場合は一般税率となり  
ます。どちらも最低と最高の税率は同じですが、特例税  
率は一般税率に比べて税率の上がり方が緩やかです。  
例えば贈与額が600万円だった場合、一般税率では  
30%であるのに対して特例税率は20%となります。  
このため贈与税は、一般税率が8.2万円なのに対して特  
例税率は6.8万円と、その差が1.4万円になります。

## 【お菓子から野菜まで！広がる「置き食品」】

据え置きのお菓子ボックスから1個100円で好きなものを選ぶことができる『オフィ  
スグリコ』は、若いOLたちに人気です。さらに道端の野菜売りや富山の薬売りをモ  
デルにしたオフィスの無人販売は、新たな展開を見せています。トマトやナスなどの  
野菜、または無添加の惣菜などを専用の冷蔵庫に常備する「置き食品」ビジネスとし  
て伸びているようです。手軽にヘルシーな食品を従業員に提供できるため、「食」を重  
要な福利厚生と位置づける企業も導入に意欲的です。



